

## 御嵩町民の皆さまへ

5月14日、39県の緊急事態宣言正式解除以来、少しずつではありますが、町が動き出したように思います。

しかしながら、安堵よりむしろ不安の方が大きくあります。

今後も新しい日常として、いわゆる3密を避け、外出時にはマスクを必ず着用、そして小まめな手洗いを心掛けてください。

新型コロナウイルスは、消滅はしません。必ず第2波、第3波は発生します。その波を小さなものにしなければなりません。

御嵩町民は一丸となって、高い衛生意識で、これまでどおりウイルスの進入を防がなければなりません。新しい日常を守りましょう。

特別給付金申請書は5月18日、月曜日に郵便局に持ち込みました。数日で皆さんの世帯に到着すると思われます。到着次第、必要な部分を記入し、返送してください。

早い方で5月27日、水曜日に口座振込みが始まります。その次は5月29日、金曜日です。その後は、毎週水曜日と金曜日を振込み日とします。

郵送させていただいた封筒には、御嵩町独自の支援策を一覧できる書類も同封してあります。ご自分が対象となる支援策もあるか否かを確認してください。手続きが必要なものもありますので申請をしてください。

手続き不要な支援については逐次実施して参ります。

今後も町民の皆さんと力を合わせ、現在のコロナ禍を乗り越えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

御嵩町新型コロナウイルス感染症対策本部長 渡邊公夫